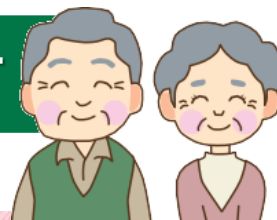


高齢者医療保険料の変更についてお知らせがあります



元被扶養者の皆さまへ

「元被扶養者」とは？

後期高齢者医療制度に加入する前日に、健康保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方

全ての元被扶養者の方には、加入期間にかかわらず、保険料均等割の**軽減（9割～5割）**が適用されていました。加えて、保険料所得割は**かかりません**でした。

今年度からは…

1

全ての元被扶養者の方は、加入後2年間は保険料均等割の**軽減（8.5割～5割）**が受けられます。

2

このうち、所得の低い方は、3年目以降も所得に応じて、保険料均等割の**軽減（8.5割～2割）**が受けられます。

3

全ての元被扶養者の方に、引き続き、保険料所得割は**かかりません**。

所得要件＜今年度＞ (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得)	均等割		所得割
	加入後2年間	加入後3年目以降	
㊦ 33万円以下	8.5割 ※2		※1 ご負担は かかりません
㊦ うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし	8割 ※2		
㊧ 33万円+28万円×(被保険者数)以下	5割 ※1	5割	
㊨ 33万円+51万円×(被保険者数)以下		2割	
㊦～㊨ に当てはまらない所得の高い方		—	

※1 5割 は、元被扶養者の方への軽減、その他の部分は所得に応じた軽減です。

※2 保険料均等割の軽減については、段階的に見直しを行っており、来年度（令和2年度）は、均等割8.5割→7.75割、8割→7割軽減となります。

詳しくは裏面をご覧ください

Q&A

なぜ元被扶養者の方の保険料均等割を見直すのですか？

- 元被扶養者の方は、これまで、世帯の負担能力にかかわらず、期間の定めなく特例的に「均等割」が軽減されていました。



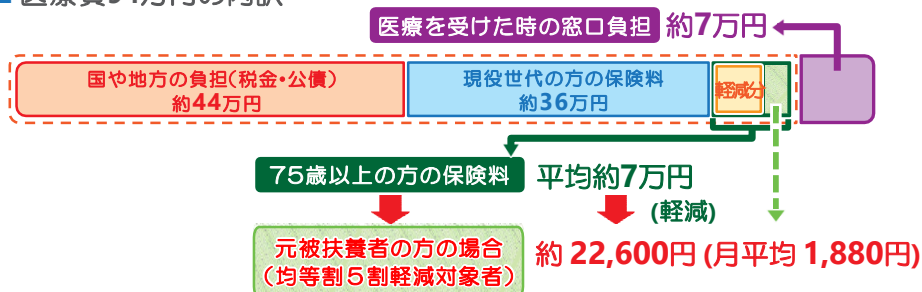
- この特例について、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年度から、段階的に制度本来の仕組みに戻すこととしています。医療保険を将来にわたり安心できる制度とするための見直しであることをご理解ください。

高齢者の皆様の医療費の現状

75歳以上の方の場合、年間の医療費は被保険者1人当たり平均で94万円です。
医療費の大半は、国や地方の負担（税金・公債）、現役世代の方の保険料でまかなわれています。



■ 医療費94万円の内訳



(注) 上図は、以下を基に算出したモデルとなります。

- 年間の1人当たり医療費：「医療費の動向調査（平成29年度）」によるもの。
- 一部負担金：医療費に実効負担率7.91%（平成28年度）を乗じたもの。
- 75歳以上の方の保険料：平成30年度・令和元年度全国平均より算出したもの。

高齢者医療保険料に関するお問合せは

- 大阪府後期高齢者医療広域連合（お問合せTEL06-4790-2028）
- お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口 まで

